(3) 水質汚濁防止法特定事業場届出施設数

平成21年3月31日現在

番号	施　　設　　名	事業所数
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 ア　豚房施設（豚房の総面積が　５０㎡未満の事業場に係るものを除く。） イ　牛房施設（牛房の総面積が２００㎡未満の事業場に係るものを除く。） ウ　馬房施設（馬房の総面積が５００㎡未満の事業場に係るものを除く。）	39
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 ア　原料処理施設　　イ　洗浄施設（洗びん施設を除く。） ウ　湯煮施設	1
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 ア　水産動物原料処理施設　　イ　洗浄施設　　ウ　脱水施設 エ　ろ過施設　　オ　湯煮施設	10
4	野菜又は果実原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 ア　原料処理施設　　イ　洗浄施設　　ウ　圧搾施設　　エ　湯煮施設	2
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽。	2
15	ぶどう糖又は水あめの製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 ア　原料処理施設　　イ　ろ過施設　　ウ　精製施設	1
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	1
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	3
58	窒業原料（うわ薬原料を含む。）の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 ア　水洗式破砕施設　　イ　水洗式分別施設　　ウ　酸処理施設 エ　脱水施設	1
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	2
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1
66-2	旅館業（旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第２条第１項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 ア　ちゅう房施設　　イ　洗たく施設　　ウ　入浴施設	46

番号	施　　設　　名	事業所数
66-3	共同調理場（学校給食法（昭和２９年法律第１６０号）第５条の２に規定する施設をいう以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総面積（以下単に「総床面積」という。）が５００㎡未満の事業場に係るものを除く。）	1
66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設（総床面積が４２０㎡未満の事業所に係るものを除く）	4
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	4
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	1
71	自動式車両洗浄施設	9
71-2	科学技術（人分科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で総理府令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 ア　洗浄施設　　イ　焼入施設	0
71-4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１５条第１項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの　　イ（略）、ロ（略）	1
72	し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和２５年制令第３３８号）第３２条第１項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が５００人以下のし尿浄化槽を除く。）	8
	指定地域特定施設（浄化槽）　（処理対象人員が２０１人槽以上５００人槽までの浄化槽が該当する。）	22
合　　計		159

（資料：愛知県尾張県民事務所知多県民センター）